

再生品認証業務に係る予備調査会に関する規約

(予備調査会の設置)

第1条 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団（以下「財団」という。）は、再生品認証業務を実施するに当たり、認証申請の受理の可否を決定するための予備調査会を設置する。

(予備調査会の用務)

第2条 予備調査会は、認証申請があったときは、速やかに、財団が定める「申請の受理の基準」に基づき、当該認証申請の受理の可否を決定する。

2 財団は、前項の結果に基づき、申請者に対し当該認証申請の受理又は不受理の通知を行う。

(予備調査会の構成)

第3条 予備調査会は、財団の理事長、専務理事、常務理事、事務局長及び総務部長から構成する。

(再生品認証事業推進チームの役割)

第4条 財団の再生品認証事業推進チームは、予備調査会の運営に関し、次の用務を行う。

- 一 認証申請を行った事業者が準備した書類等をもとに、当該認証申請が「申請の受理の基準」の各要求事項を満たすか否かを判定し、その結果を予備調査会に提供する。
- 二 予備調査会に関する庶務を行う。

附則

この規約は、令和3年10月14日より実施する。

申請の受理の基準

再生品認証審査実施要領 3-3 における予備調査会での申請の受理の基準等は次による。
この基準は、申請者及び再生品に対して認証審査の対象としての適否を判断するために定めるものであり、申請受理のためには次の各項のいずれも満足しなければならない。

- (1) 再生品原料（産業廃棄物）受入に必要な産業廃棄物処分業の許可証（写）を有すること。
- (2) 製品プロセスフロー図に記載されている再生品製造方法について、受入再生品原料（産業廃棄物）の種類と再生品製造方法が産業廃棄物処分業許可証に記載されている 1. 事業の範囲、2. 事業の用に供するすべての施設、3. 許可の条件に含まれていること。産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証が添付されている場合も同様とすること。
- (3) 事業計画について次の事項が確認できること。
 - ① 経理的基礎
 - ② 再生品原料（産業廃棄物）の受入量：産業廃棄物処分業許可証の処理能力と妥当性
 - ③ 再生品の生産能力：産業廃棄物処分業許可証の処理能力と妥当性
 - ④ 再生品の保管：再生品保管可能量と保管方法
- (4) コンプライアンス、リスクマネジメント体制について、次の事項が確認できること。
 - ① 過去 5 年以内に改善命令又は措置命令を受けていないこと。度重なる行政指導を受けていないこと。
 - ② 従業員への教育訓練が適切に実施されていること。